

低価格入札に対する対応について

(論点) ダンピング受注対策として、どのような措置を講ずべきか。

1. 基本的な考え方

いわゆるダンピング受注は、工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害するものであることから、根本的には、価格だけでなく、技術や品質を含めた評価の下で健全な競争が行われるよう、入札契約方式の改革を促進することが必要であるが、現在生じているダンピング受注を排除するための個別的対策も早急に実施すべきではないか。

2. 具体的な検討事項

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な実施等について

適正な施工の確保を図るため、各発注者においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に実施することが必要ではないか。この際、ダンピング受注排除の実効性を高める観点から、入札の状況や発注者の体制等により、低入札価格調査制度を採用しがたい場合には、当面、最低制限価格制度を導入することについて、より積極的に検討するとともに、失格判断基準の設定についても積極的に検討すべきではないか。

また、応札業者が適切な見積もりを行うことを確保するため、工事費内訳書の徴収の拡大を図るとともに、最低制限価格等の事前公表については、その抑制策を検討すべきではないか。

(2) その他の対策の実施について

適正な施工を確保するとともに、受注者が倒産した場合に被る発注者の損害の縮減を図るほか、前払金の受領を目的とした無理な低価格入札

の増加を回避するため、国土交通省や、一部の地方自治体では、低価格で落札した工事に対し以下のようなダンピング対策を実施しているが、他の発注者においても、これらの施策の導入について、積極的に検討を行うことが適当ではないか。

低価格入札工事に対する重点監督の実施

過去の工事の施工で問題のあった企業に対する配置技術者の増員の義務づけ

履行保証割合の引上げ

前払金支払割合の縮減

このほか、ダンピング受注が生じる構造を企業の会計処理等の観点からも分析し、その防止策についても検討を行ってみるべきではないか。

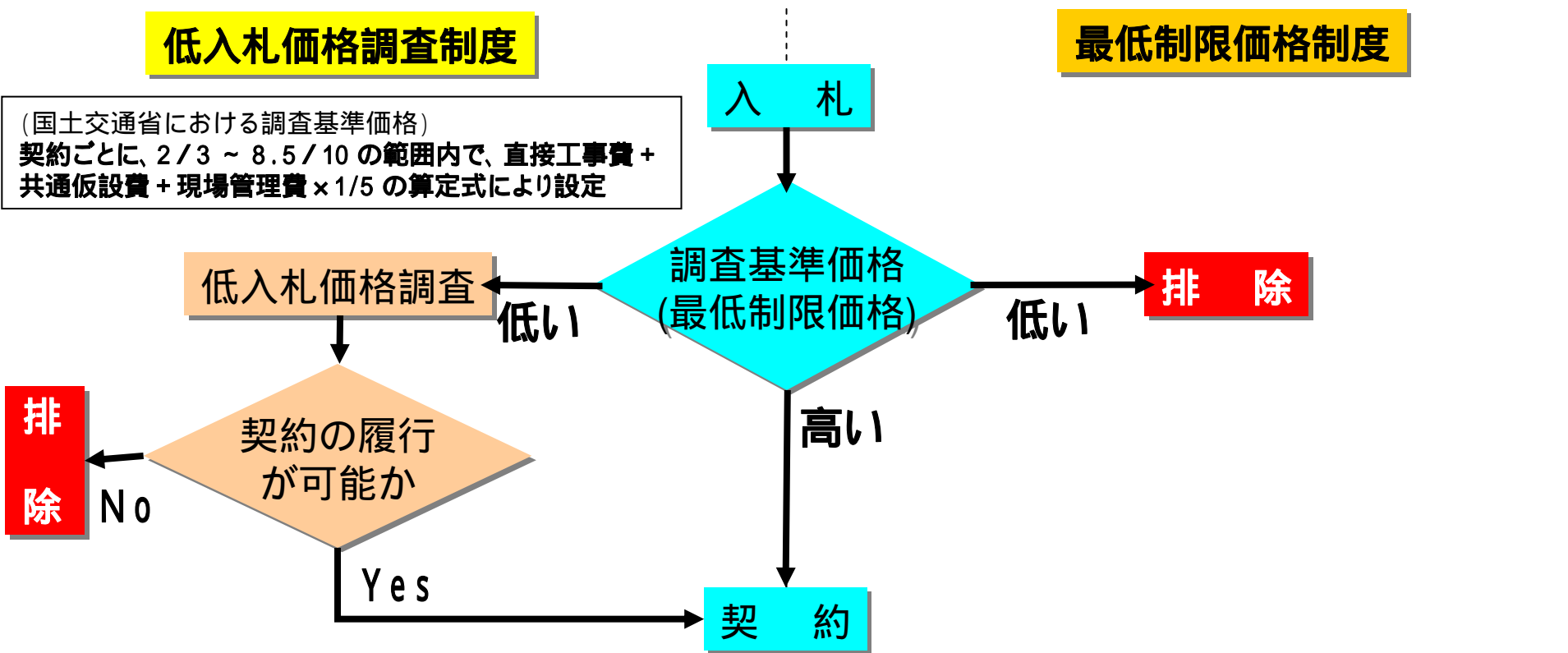
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。

低入札価格調査制度

最低制限価格制度

(国土交通省における調査基準価格)
契約ごとに、 $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内で、 $\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 1/5$ の算定式により設定



会計法 § 29の6 (契約の相手方)

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

予決令 § 85

- ・ 契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

地方自治法 § 234 (契約の締結)

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

地方自治法施行令 § 167の10第2項

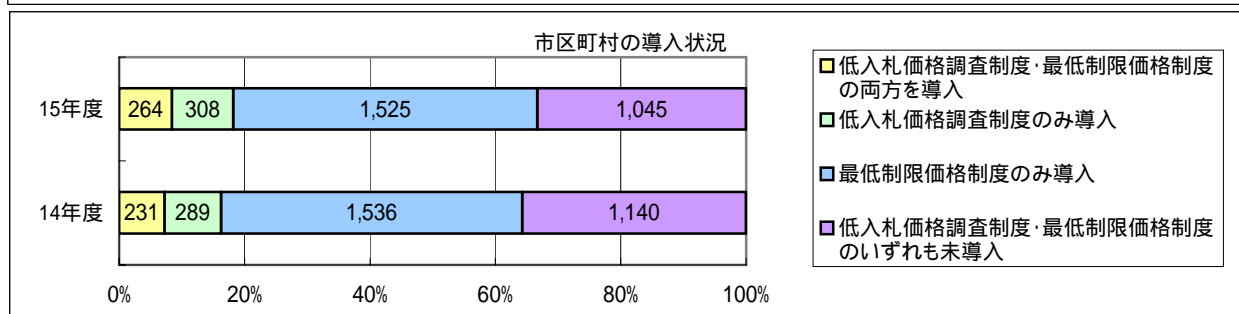
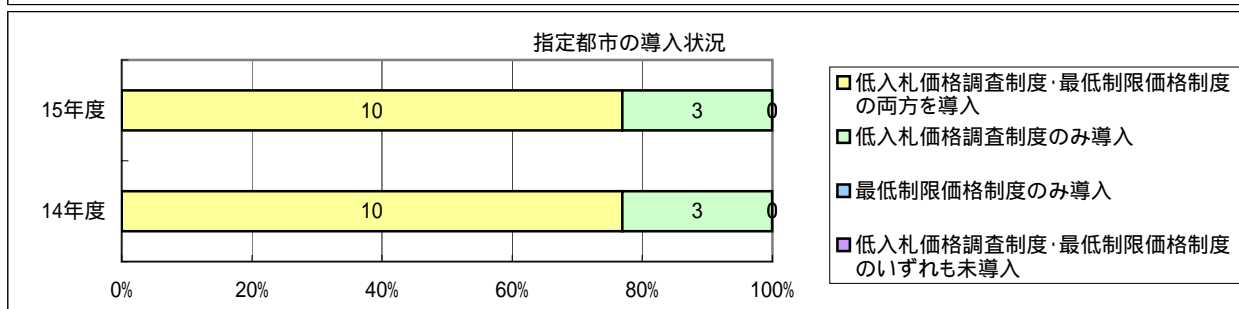
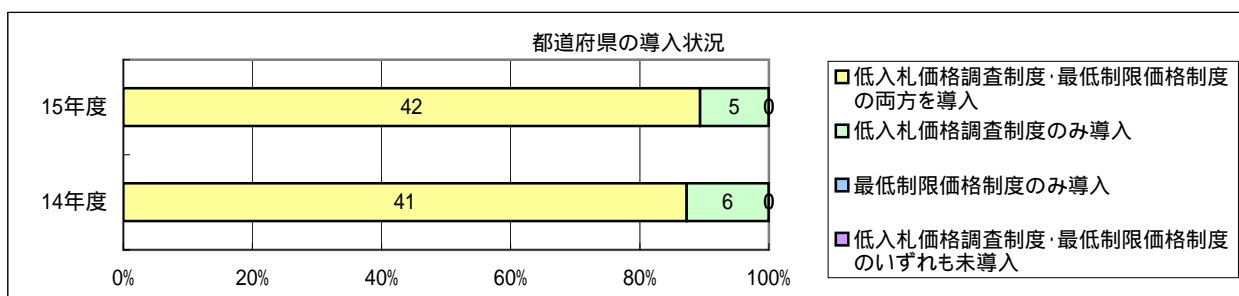
- ・ 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

地方公共団体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

(平成16年3月末現在)

会計法の適用を受ける国の機関では、一定の価格以下で落札した建設業者について、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度が実施されているが、地方自治体では、一定の価格以下での入札を一律に無効にする最低制限価格制度を導入している団体が多い。

	低入札価格調査制度・最低制限価格制度の両方を導入		低入札価格調査制度のみ導入		最低制限価格制度のみ導入		低入札価格調査制度・最低制限価格制度のいずれも未導入	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	41	42	6	5	0	0	0	0
	87.2%	89.4%	12.8%	10.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	10	10	3	3	0	0	0	0
	76.9%	76.9%	23.1%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	231	264	289	308	1,536	1,525	1,140	1,045
	7.2%	8.4%	9.0%	9.8%	48.1%	48.5%	35.7%	33.3%
計	282	316	298	316	1,536	1,525	1,140	1,045
	8.7%	9.9%	9.2%	9.9%	47.2%	47.6%	35.0%	32.6%



地方公共団体における入札時における工事費内訳書の提出について

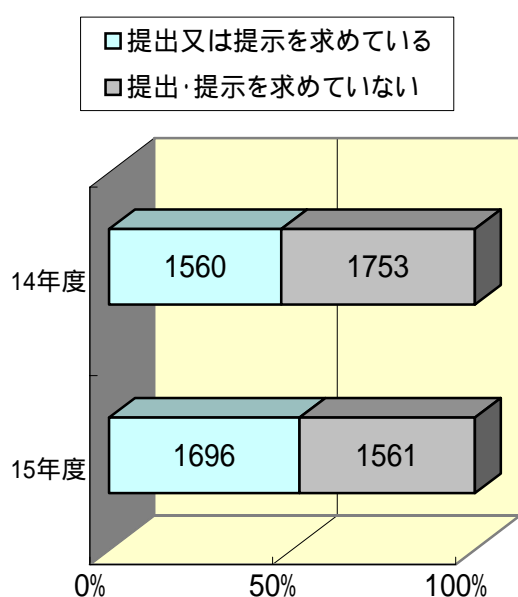
(平成16年3月末現在)

入札時における工事費内訳書の提出については、通常、受注予定者以外の入札参加者は十分な積算を行わないことから、談合の防止に有効であるほか、ダンピングの防止にも資するものである。

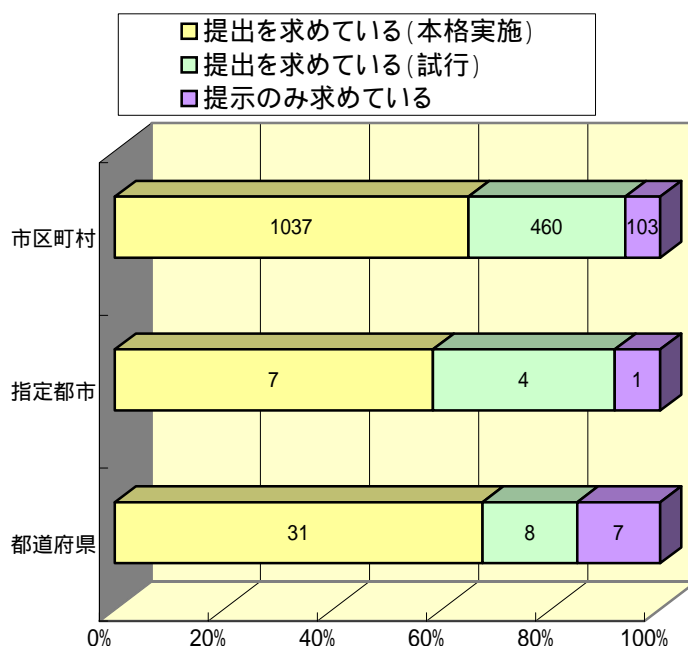
しかしながら、過半数の市区町村が、提出・提示とも求めておらず、都道府県、指定都市のような大規模団体においても、十分な対応がなされていないケースがある。

	提出を求めている(本格実施)		提出を求めている(試行)		提示のみ求めている		提示・提出を求めていない	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	29 61.8%	31 66.0%	8 17.0%	8 17.0%	9 19.1%	7 14.9%	1 2.1%	1 2.1%
指定都市	7 53.8%	7 53.8%	2 15.4%	4 30.8%	2 15.4%	1 7.7%	2 15.4%	1 7.7%
市区町村	841 26.3%	1037 33.0%	489 15.3%	460 14.6%	136 4.3%	103 3.3%	1730 54.1%	1542 49.1%
計	877 27.0%	1075 33.6%	499 15.3%	472 14.7%	147 4.5%	111 3.5%	1733 53.2%	1544 48.2%

内訳書の提出又は提示を求めている発注者の割合



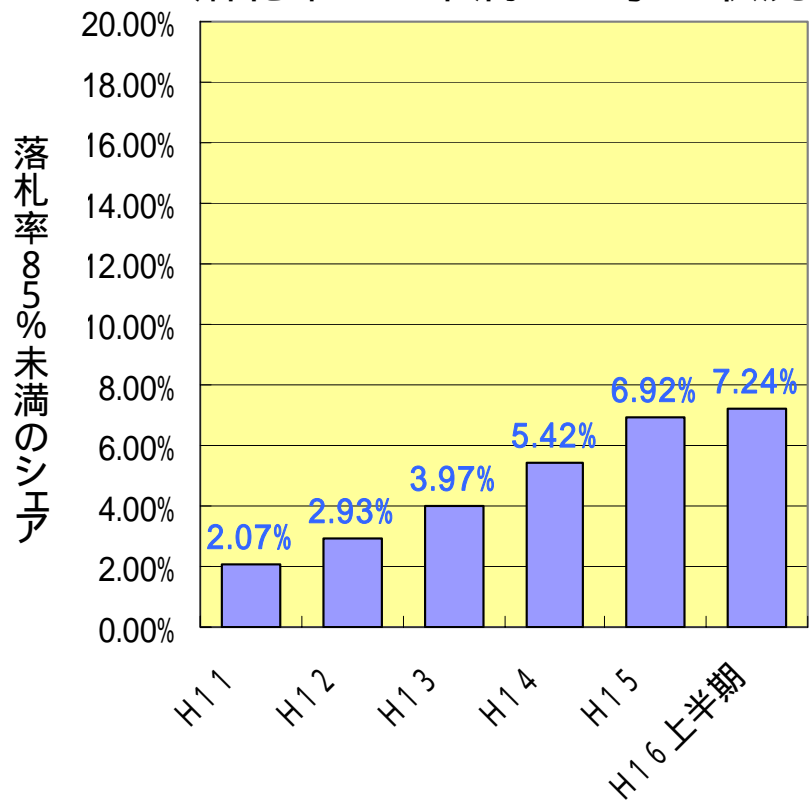
提出又は提示を求めている発注者の内訳



都道府県等における低価格入札の推移

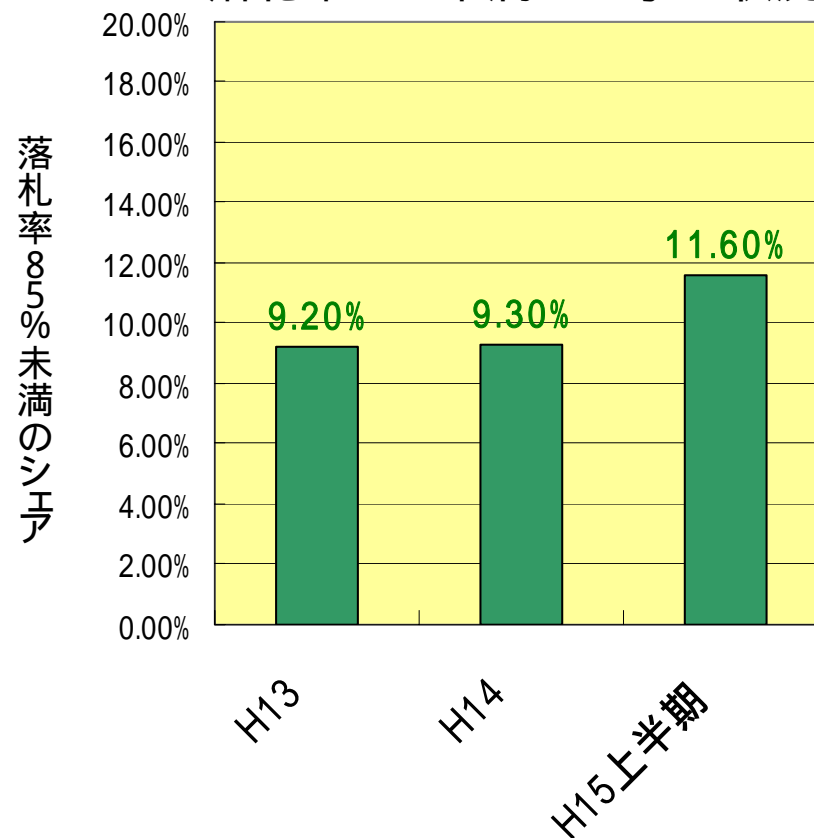
- ・都道府県では、全体の約1割は落札率85%未満の工事
- ・国土交通省直轄工事においては、落札率85%未満の工事が年々増加し、H16上半期には85件(全体の約7%)

国土交通省直轄工事における
落札率85%未満の工事の状況



落札率85%未満の工事のシェア

全都道府県における
落札率85%未満の工事の状況

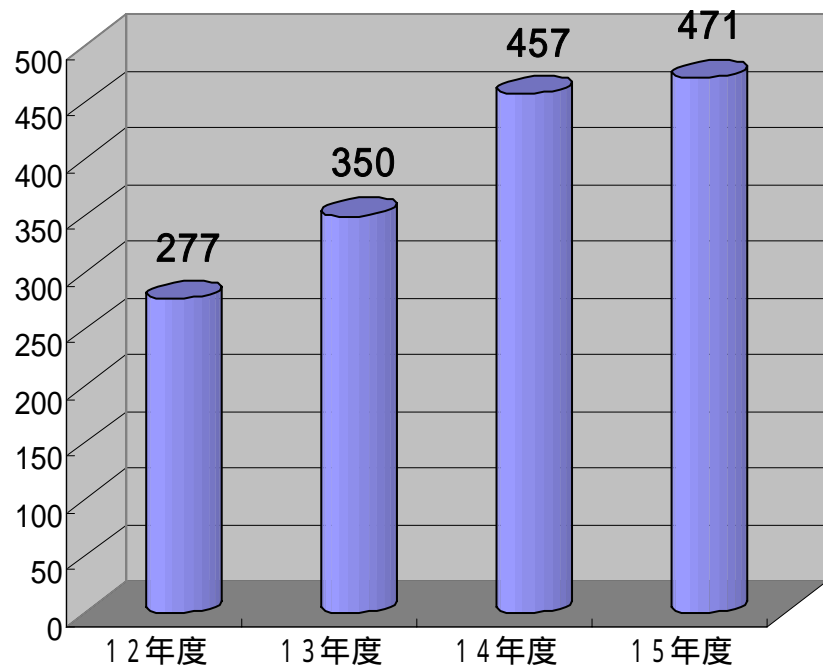


落札率85%未満の工事のシェア

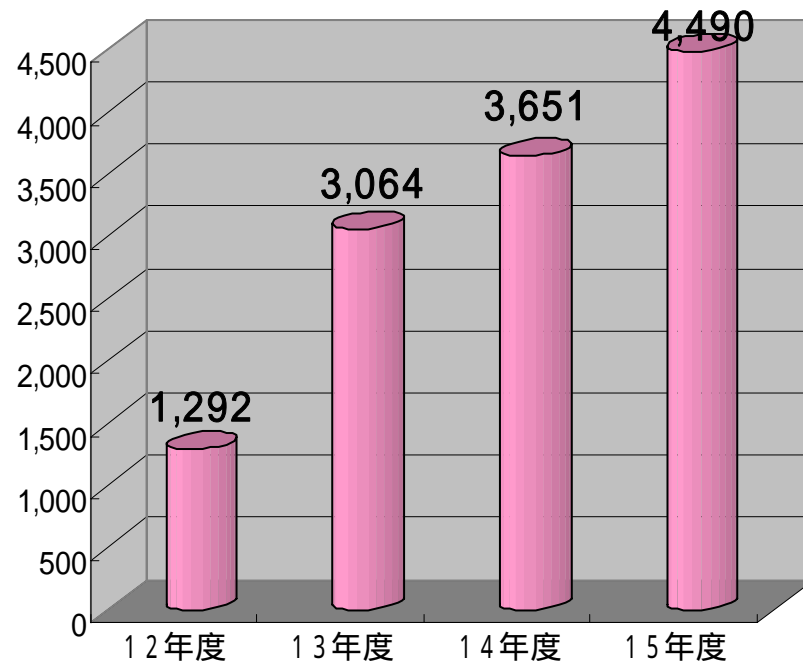
低入札価格調査件数の推移

近年、極端な低価格での入札が増加しており、いわゆるダンピング受注が問題視されている。なお、地方公共団体においては、最低制限価格制度を採用しているケースも多い。(最低制限価格制度を導入している地方公共団体は平成16年3月現在1,841団体)

国土交通省地方整備局発注工事
(港湾空港関係分を除く)

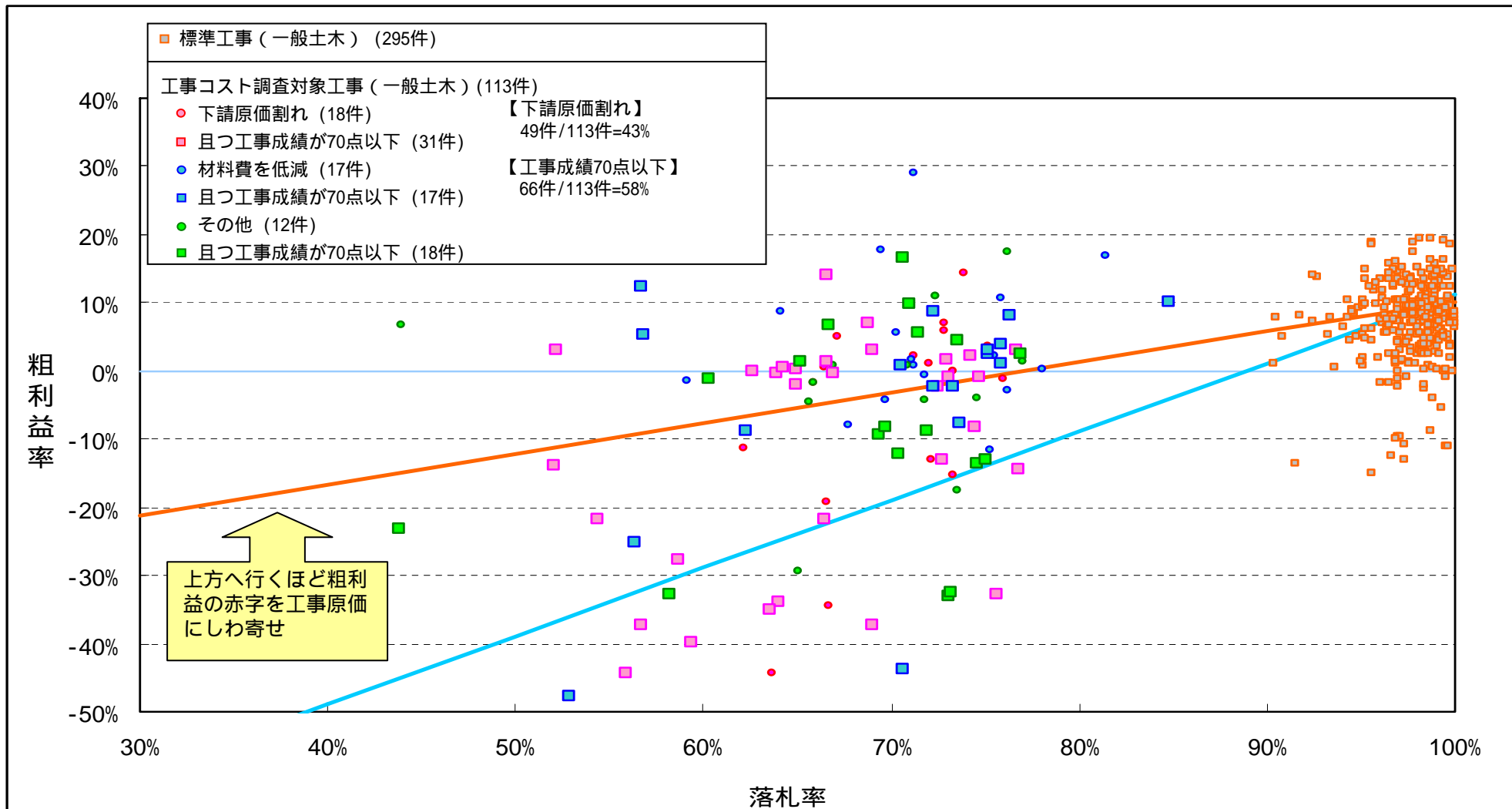


地方公共団体発注工事



落札率と粗利益率(原価割れはマイナス)の関係

落札率が低くなると、工事原価にしわ寄せして赤字幅を圧縮するケースが増加。
 工事原価へのしわ寄せで、下請けも原価割れする場合や工事成績が70点以下の場合が増加。



(工事コスト調査対象工事(一般土木)の分布状況)

- : 工事原価は変えないで粗利益のみ圧縮して落札した場合
- : 実績の回帰線

$$\text{粗利益率} = (\text{請負金額} - \text{工事原価}) / \text{予定価格}$$

都道府県・政令市における失格価格等の例

一部の自治体では、低入札価格調査において、失格判断基準価格等の数値的判断基準を導入し、入札価格の総価又は積算内訳項目に対して基準を設定しているが、その基準に該当した場合は、他の調査を実施することなく失格としている。

総価に対する基準(例)

入札価格が設計価格の78.9%未満での入札者を除いた下位5社の入札価格の平均の95%の金額以下

設計内訳の「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」の金額にそれぞれの項目ごとに定められた比率を掛けたものを合計した金額以下

積算内訳に対する基準(例)

積算内訳の「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の金額が設計内訳のそれぞれの項目の金額の定められた比率以下

積算内訳の「純工事費」「現場管理費」がそれぞれ一定の算定式で求められた金額以下又は「純工事費」が下位5社の「純工事費」の平均の90%以下

公共工事における不当廉売に対する公正取引委員会の対応

公正取引委員会の対応

平成15年11月以降、公正取引委員会から国土交通省及び都道府県に対し、**低入札価格調査対象工事等の情報提供**を依頼。

これまで提供のあった約700件の情報をもとに、長野県内の業者など5社を対象に、事情聴取を行うなどの調査を実施。

調査の結果、長野県内のA社が、長野県が発注する工事について、独占禁止法第19条(**不公正な取引方法第6項「不当廉売」に該当**)の規定に違反するおそれがあるものとして、**公共工事において初めて警告**。(H16.4.28)

その後も、上記約700件の情報をもとに、比較的事業規模の大きい105社を選定し、損益状況等について報告を求めたところ、栃木県内の業者など7社が実行予算上の工事原価を下回る落札価格で受注していたため、事情聴取を行うなどの調査を実施。

調査の結果、栃木県内のB社が、国土交通省、栃木県等が発注する工事について、独占禁止法第19条(**不公正な取引方法第6項「不当廉売」に該当**)の規定に違反するおそれがあるものとして、**警告**。(H16.9.15)

独占禁止法が禁止する不当廉売(S57.6.18公正取引委員会告示)

正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給(**価格要件**)し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ(**影響要件**)があること。(S57.6.18公正取引委員会告示)

公共建設工事における不当廉売の考え方(公正取引委員会)

(1) 価格要件

「供給に要する費用」は「工事原価 + 一般管理費」が相当。

「供給に要する費用を著しく下回る対価」は、落札価格が実行予算上の工事原価を下回るかどうかひとつの基準。

工事原価 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費

工事価格 = 工事原価 + 一般管理費等

(2) 影響要件

事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等を個別に考慮し判断。

建設コンサルタント業者である東京都内のC社についても、H16.4.28に警告。

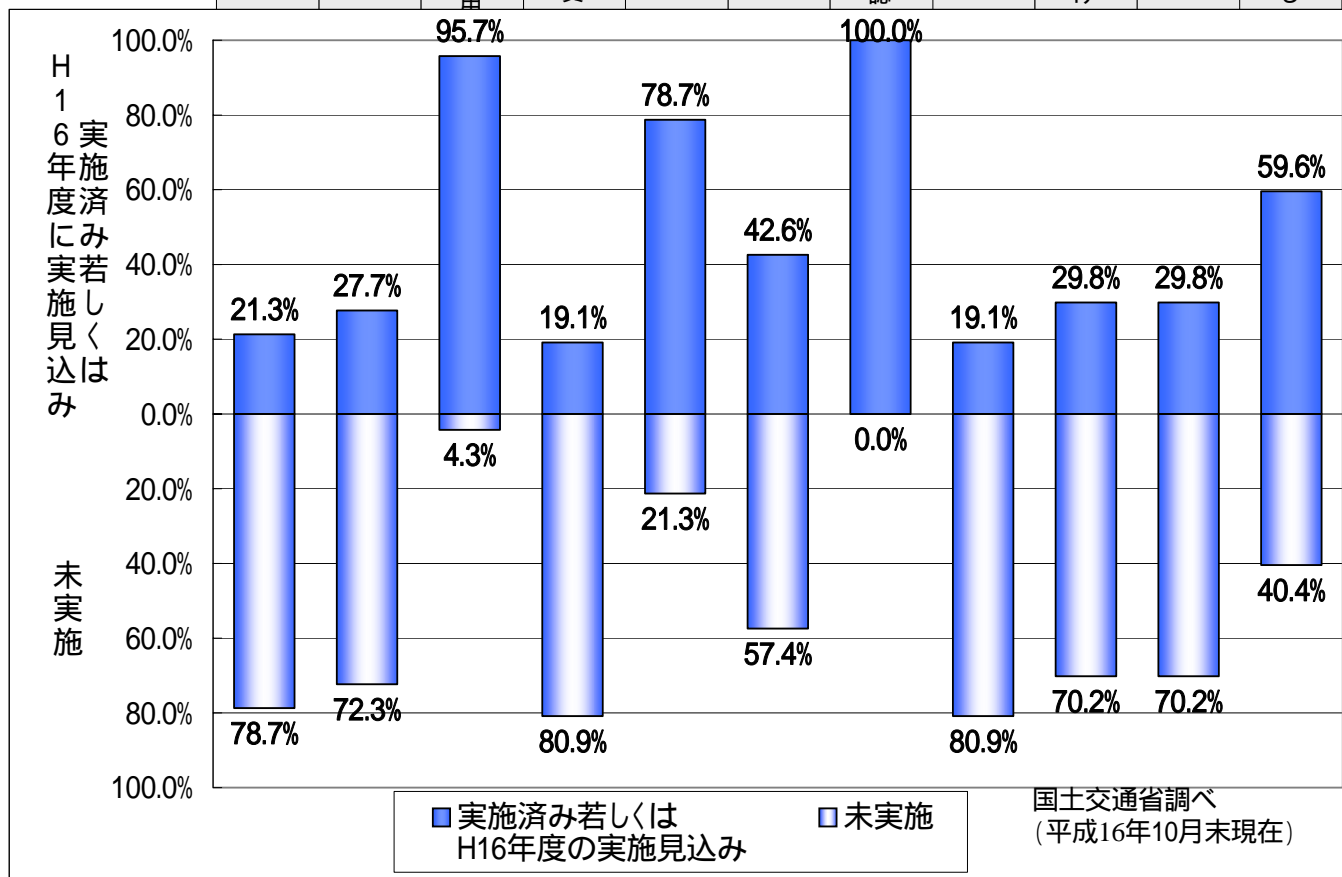
国土交通省では、関係する地方整備局において、文書による警告を行ったところ。

ダンピング対策関係通達の骨子

通 達 項 目	対 策 の 概 要
1.品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について(H15.2.10通知)	
第1 体制等の整備	
ダンピング受注対策地方協議会の設置	地方整備局発注部局と業許可部局及び地方公共団体等による協議会を設置。低入札等に関する情報等を交換
低価格調査等に係る情報の公表	各地方整備局又は事務所で、低入札工事に関する情報を閲覧及びインターネットで公表
低入札価格調査制度調査対象工事の契約審査委員による審査	重点調査対象工事のうち、特に重要なもの等について契約審査委員により審査
第2 適正な施工体制の確保の徹底	
受注者側技術者の増員	過去2年以内に竣工した工事等に関し、一定の要件に該当する企業が低価格で受注した場合、監理技術者相当技術者の1名増員
施工体制や技術者の専任制等に関する点検の実施	施工体制や技術者の専任制等について、施工状況を踏まえ、随時点検を実施
下請業者への適正な支払確認等の実施	低入札情報を踏まえ、下請業者への適正な支払確認等を実施
工事コスト調査の実施の徹底	工事コスト調査を引き続き厳格に実施
2.低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額について(H15.2.10通知)	調査基準価格を下回って落札した業者と契約する場合、履行保証割合を3割に引き上げ
3.経営事項審査の虚偽申請における資格認定の取り消し等について(H15.2.10通知)	悪質性が高いと認められる経営事項審査の虚偽申請の場合、競争参加資格の認定を取り消し
4.公共工事に係る監督・検査の充実について(H15.2.10通知)	補助事業を活用した監督・検査等の一層の充実
5.低入札価格調査制度調査対象工事における前払金の縮減について(H15.4.15通知)	調査基準価格を下回って落札した業者と契約する場合、前払金を2割に引き下げ
6.公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について(H15.7.17通知)	調査基準価格を上回る比較的低価格な工事についても、低入札価格調査対象工事に準じた重点的な監督業務の実施を試行

地方公共団体における国と同様の対策の実施状況 [都道府県]

1. 著しい低価格による受注への対応			2. 適正な施工体制の確保の徹底				3. ダンピング受注に対する前払金の支払等			4. 資格審査等の厳正化
市町村との情報交換	インターネットでの公表	工事費内訳書の提出・活用	受注者側の技術者の増員	施工体制等の点検強化	工事コスト調査等	監理技術者の専任制確認	前払金の縮減	履行保証割合の引き上げ	前払保証会社との連携	虚偽申請の資格取り消し



地方公共団体における国と同様の対策の実施状況 [政令市]

1. 著しい低価格による受注への対応			2. 適正な施工体制の確保の徹底				3. ダンピング受注に対する前払金の支払等			4. 資格審査等の厳正化
市町村との情報交換	インターネットでの公表	工事費内訳書の提出・活用	受注者側の技術者の増員	施工体制等の点検強化	工事コスト調査等	監理技術者の専任制確認	前払金の縮減	履行保証割合の引き上げ	前払保証会社との連携	虚偽申請の資格取り消し

